

令和2年度地域少子化対策重点推進交付金(令和2年度第3次補正予算)実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 南関町 (都道府県: 熊本県 )  
本事業の担当部局名 まちづくり課

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	3.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(都道府県主導型コース)			
個別事業名	南関町結婚新生活支援補助金	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	新規	
実施期間	交付決定日 ~ 令和4年2月28日			
対象経費支出予定額 ※(注)1	6,000,000 円			
各区分における取組の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	南関町においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、移住促進対策、移住者の定着及び少子化対策に総合的に取り組んでいるところである。その中で、「結婚新生活支援」に係るものとしては、若い世代でも安心して結婚・子育てができる経済的安定の維持に努めるとともに、結婚希望者へ出会いの機会を提供する事業(広域連携による結婚活動支援事業)を実施し、結婚への不安解消や子育てしやすいことを実感できるような施策を展開している。本個別事業は、施策の中で中核的に位置づけられている重要な施策である。			
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注)3			
	1. 概要			
	対象期間内に新たに婚姻した夫婦(夫婦の所得が400万円未満かつ夫婦共に婚姻日における年齢が満39歳以下に限る)の婚姻に伴う新規の住宅取得又は賃貸や引っ越しに係る経費に対する支援(引っ越し業者又は運送業者への支払いその他の引っ越しに係る実費に対し支給するものに限る。)に係る経費に対する支援を行う。 ◆補助額: ①夫婦のいずれの年齢も満29歳以下の場合の補助額 上限60万円 ② " 満39歳以下の場合の補助額 上限30万円			
	【次年度以降に向けた事業の方向性】 令和4年度以降も事業を継続していくとともに、より多くの新婚世帯の結婚に伴う経済的負担を軽減できるよう、町民はもとより、対象となる移住希望者にも事業の周知を行う。また、結婚後の出産、子育てに関する町独自の支援により、安心して結婚・子育てができるよう支援を行う。 ・国費を活用した事業開始年度 <input type="text" value="令和3"/> 年度			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が400万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	(例)夫婦の合計所得が●●●万円未満
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	(例)夫婦ともに婚姻日における年齢が●●歳以下の世帯
	【補助上限額】 ※「住宅取得又は住宅賃借費用」と「引越費用」について、通常コース・連携コースのいずれかで記載すること。			
	通常コース	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	(例)各費用に係る合計が●●万円
	都道府県主導型コース	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円
39歳以下の場合		<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円	
【その他独自要件】				
・新婚世帯の2親等以内の親族に対し支払った費用ではないこと。 ・同一世帯全員が暴力団の構成員でないこと。 ・同一世帯全員に町税等の滞納がないこと。				
2. 支払見込み世帯数	<input type="text" value="10"/>	世帯		
※都道府県主導型の場合の内訳	共に29歳以下	10	世帯	
	左記以外	0	世帯	
【積算根拠】 H29~R1年度までの期間に交付した結婚報奨金申請者数(町独自支援:婚姻後1年以内で夫婦年齢満50歳未満)のうち、婚姻時年齢満39歳以下で夫婦所得400万円未満の世帯数/年平均数 28件/3年÷9件 ※新婚世帯の転出入により所得を把握できない世帯があるため、世帯数申請				
3. 広報の実施予定				
町ホームページ、町広報誌に掲載。また、転入者・婚姻届出者には別途チラシ等を配布予定				

	KPI項目	単位	目標値	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	80	
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	40	
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	50	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)5	<p>・町HP、県HPへの掲載          熊本県、熊本県内市町村及び「よかボス企業」で構成される協議会である「よかボス倶楽部」において事業拡大方策及び今後の地域の取組推進に係る連携方策等を議論していく。          本町において、受給者に対し、県または本町が実施する講座についての参加等を働きかけるとともに、定期的なアンケート調査を県が行うことで、連携して講座への参加を義務付ける。</p>			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)6				
男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項 ※(注)7	<p>※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合、記載してください。</p> <p>(関係部局等)</p> <p>(配慮すること)</p>			
委託契約の有無及び契約方式 ※(注)8	<p>※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合、記載してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 有 (以下の①～③から該当するものを選択してください) <input type="checkbox"/> 無</p> <p><input type="checkbox"/> ①企画提案方式(プロポーザル方式、コンペ方式) <input type="checkbox"/> ②競争入札方式</p> <p><input type="checkbox"/> ③随意契約 (事業の内容)</p> <p>(随契の理由)</p>			
システム等導入に係る管財部局の確認 ※(注)9	<p>※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合、記載してください。</p> <p>該当する取組の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>取組名: <input type="checkbox"/> 無</p> <p>有の場合の担当部局:</p>			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「各区分における取組の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、区分(①結婚に対する取組、②結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組、③重点課題事業、④結婚新生活支援事業)ごとに、既存事業や他省庁補助金等事業なども含め、全体としてどのような取組を行うか、その中で、本個別事業がどのような位置付けにあるのか、どのように他事業との取組と連携しているのかを記載すること。
- 3「個別事業の内容」には、個別事業の具体的な内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。  
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
- 4「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、本個別事業の各区分における取組全体像における位置付けを踏まえ、どのような考え方のもとどのくらいの効果が見込めるのか、それを測るためにどのようなKPI及び定量的成果目標を決定したか、達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は、個別事業ごとに効果検証を実施すること。  
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
- ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 5「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 6「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。
- 7「男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項」には、特定の価値観の押し付けとならないようする観点から、計画策定に当たり連携した関係部局等及び事業の実施に当たり連携する関係部局等並びに事業の実施に当たり配慮することを具体的に記載すること(優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合)。
- 8「委託契約の有無及び契約方式」には、取組中の委託契約の有無及び有の場合には予定している契約方式を記載すること。また、競争性のない随意契約による契約を予定している場合は、事業の内容及び随意契約とする理由を記載すること(優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合)。
- 9「システム等導入に係る管財部局の確認」には、マッチングシステム、アプリの構築等のシステムに関する取組の有無及び有の場合には、事業の内容及び確認を行った部局名を記載すること(優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合)。